

SSBJ解説動画

**IFRS S1号及び
IFRS S2号の全体像**

2023年10月

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局

本資料の目的

- 🌱 2023年6月26日に、「国際サステナビリティ基準審議会」（ISSB）は、設立後初めての基準となる、次の「IFRSサステナビリティ開示基準」を公表しました
 - ◆ IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下、「IFRS S1号」という。）
 - ◆ IFRS S2号「気候関連開示」（以下、「IFRS S2号」という。）
- 🌱 本資料は、これらの基準の**全体像**をご説明することを目的としています

2023年6月26日にIFRS財団から公表された次の基準及び付随するガイダンスを、サステナビリティ基準委員会事務局が仮訳し、本資料に反映しています

- IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information
- IFRS S2 Climate-related Disclosures

なお、本資料では、開示を行うに際して、特に有用であると当事務局が判断した事項を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）

IFRS S1号とIFRS S2号の目的

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」

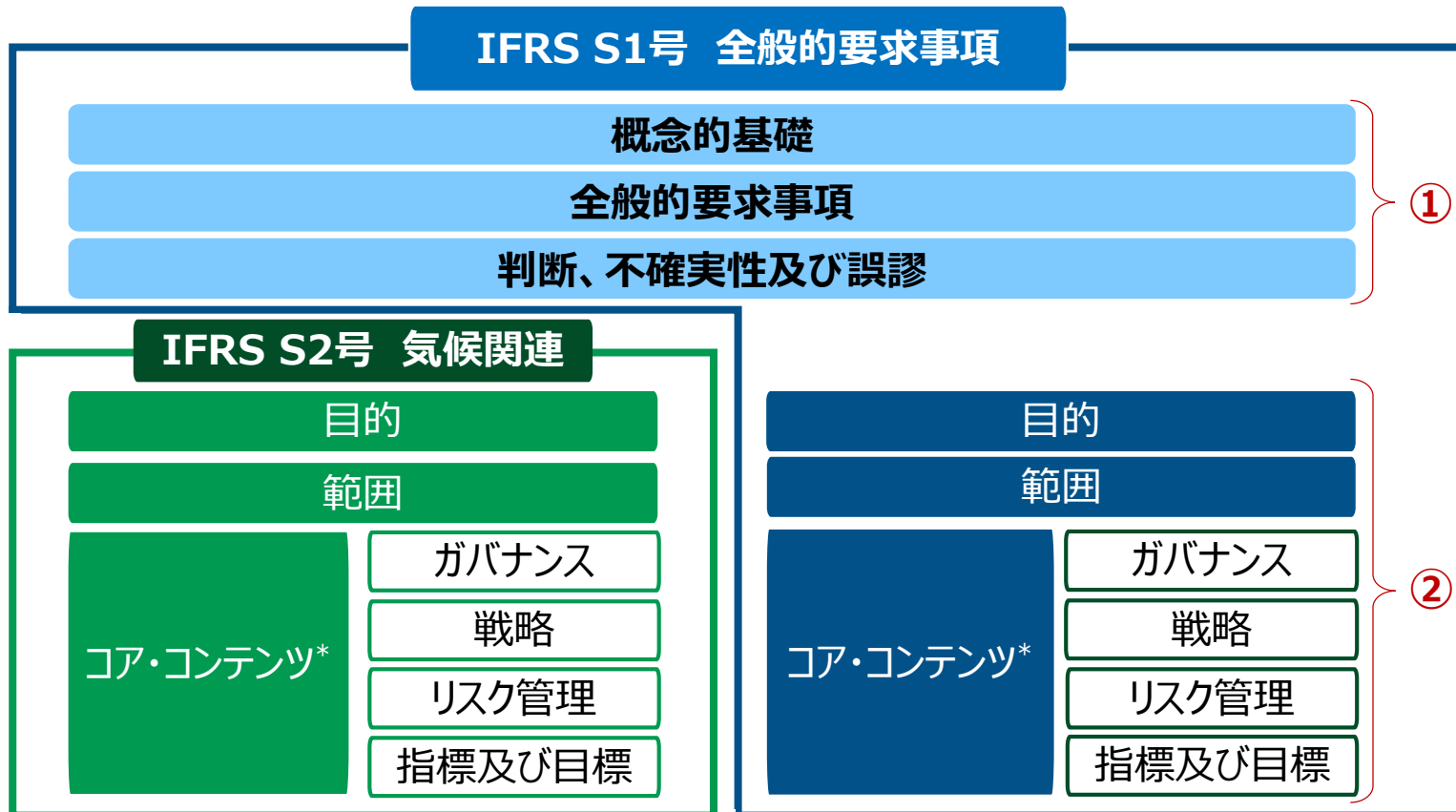
- ◆ 目的：一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を要求すること

IFRS S2号「気候関連開示」

- ◆ 目的：一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示を要求すること

IFRS S1号とIFRS S2号の構成

- IFRS S1号は、①サステナビリティ関連の開示を作成する際の、基本的な事項を定めた部分と、②テーマ別基準がない場合に、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（コア・コンテンツ）を定めた部分とで構成されている



(*）コア・コンテンツの要求事項は、TCFD（金融安定理事会（FSB）による気候関連財務開示タスクフォース）提言を基礎としている。2024年よりTCFDに関するモニタリングの責任がISSBに移管され、TCFDは発展的に解消される予定である。

発効日及び経過措置

◆ 発効日

- ◆ **2024年1月1日**以後開始する年次報告期間より適用
- ◆ 早期適用は可能。早期適用する場合は、その旨を開示するとともに、IFRS S1号とIFRS S2号を同時に適用しなければならない

◆ 経過措置（適用初年度のみ）

- ◆ 比較情報：開示は要求されない
- ◆ 報告時期：財務諸表と同時に公表しないことが認められる
- ◆ 気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報：開示しないことが認められる

補足

- ◆ 我が国の開示制度におけるIFRSサステナビリティ開示基準の取扱いは、本資料作成時点では何も定まっていない
 - ◆ IFRS会計基準（指定国際会計基準）を採用している企業がIFRSサステナビリティ開示基準を適用しなければならないのかどうかも定まっていない

